

主 文

本件各申立てを棄却する。

平成五年三月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 坂 上 壽 夫

裁判官 貞 家 克 己

裁判官 園 部 逸 夫

裁判官 佐 藤 庄 市 郎

裁判官 可 部 恒 雄